

家畜衛生課（五島家畜保健衛生所）

家畜・家きんを飼養されている方は、定期報告の提出が必要です

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的を含めて家畜・家きんを1頭(羽)でも飼養している方**は、毎年2月1日時点での家畜の飼養状況等の報告が義務付けられています。

昨年報告いただいた方は、当所が郵送する様式へご記入のうえ、提出期限内に当所、市町または最寄りのJA支店まで提出いただきますようよろしくお願いいたします。

新しく家畜・家きんの飼養をはじめた方やご不明な点がある方は、お手数ですが、当所までお問い合わせください。



<農場の分類>

家畜の種類	小規模	中規模	大規模
牛	1頭	2頭以上、200頭未満	200頭以上
馬			
豚、鹿、めん羊、山羊	6頭未満	6頭以上、3,000頭未満	3,000頭以上
いのしし	100羽未満	100羽以上、10万羽未満	10万羽以上
鶏、うずら		100羽以上、1万羽未満	1万羽以上
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		10羽以上、1万羽未満	
だちょう	10羽未満	10羽以上、1万羽未満	

<提出書類> ○:必ず提出 △:提出したことがあり、前回内容と変更がなければ提出不要

様式	小規模	中規模	大規模
様式1 基本情報	○	○	○
様式2 家畜の種類と頭数	○	○	○
様式3 衛生管理区域の設定・消毒設備の設置		△	△
様式4 家畜の飼育密度		△	△
様式5 埋却地の確保状況		△	△
様式6 大規模農場に関する報告			△
様式7 飼育衛生管理基準の遵守状況		○	○

<提出期限> 期限内の提出をお願いします

- ① 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者 ⇒ **2019年4月15日**
- ② 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者 ⇒ **2019年6月17日**

五島家畜保健衛生所 TEL 0959-72-3379 (夜間・休日も転送されます)